

山口短期大学

自己点検・評価報告書

基準 I 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

B 教育の効果

C 社会貢献

D 内部質保証

令和 7 年 6 月

(注) 作成マニュアルでは、「点検・評価の観点」は記載しないように改正されているが分かりやすくするために記載している。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

短期大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

区分	点検・評価の観点
基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	☐ (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
	☐ (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
	☐ (3) 建学の精神を学内外に表明している。
	☐ (4) 建学の精神を学内において共有している。
	☐ (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学の建学の精神は「至心」である。それは、「誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った豊かな人間性を意味している。また建学の精神とともに教育理念・理想として「慈悲慈愛・奉仕の精神・報恩感謝（親・祖先の御恩、教師・先生の御恩、社会・国家の御恩、神・仏の御恩）」を内実化し、それを実践できる人間の育成を掲げている。

この建学の精神・教育理念を掲げた背景は、大学名を山口短期大学に変更した初代理事長・学長麻生繁樹が健全な社会の発展には、教育の力に負うところが大きく、そのため人間性豊かな教師・技術者の育成が急務であるという強い社会的使命感からであった。新たな時代に順応する人間には、豊かな教養と温かい人間性を自己の内に育み、常に向上させていくことが求められる。本学の使命は、あらたな知識と技術と誠実で慈悲深い優れた人間性とを兼ね備えたまさに“全人格的”な人間を養成して、世に輩出することにより、均衡のとれた社会の発展に寄与することにある。以上のように本学の建学の精神は、教育理念・理想を明確に示している。

本学学則第1条の教育目的に、「教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成すること」と明示している。また本学の建学の精神・理念は教育基本法第一条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と語られる教育観・人間観と合致するものであり、公共性を有しているといえる。

教育基本法においては「人格の完成」が教育の目的とされ、人格の内容については平成18（2006）年の改正において、人格の内容を具体的に示すと考えられる「教育の目標」条項（第2条）が明示されている。本学の建学の精神のめざすところは誠心（まことごころ、ピュアな心）を持った豊かな人間性を有し、「学問と誠心の調和」により「慈悲慈愛・報恩感謝・奉仕の精神」を内実化し、それを実践できる人間の育成であり、これは改正教育基本法第2条の各規定の求める人格の諸内容と一致している。

さらに私立学校法においては、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、「至心」に基づく固有の建学の精神を軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は私学法の精神にも応じうる公共性を有している。

建学の精神については、入学式、学位記授与式、学内オリエンテーション等の各種行事、学生便覧、大学案内、本学ウェブサイト及び学生募集要項を通じて本学学生だけでなく、受験生、地域に対してもしても広く公表している。

建学の精神についてはオリエンテーションやオフィスアワーにおいて副学長または学生部長等が説明することで周知している。また、学長は入学式等において、学生に建学の精神や教育目標を詳しく説明している。教員に対しては、学長が定例教授会において毎回「建学の精神を訪ねて」と題して、わかりやすく説明を行っており、この議事録（建学の精神の箇所）を事務職員にも配付し、情報の共有を図っている。

非常勤講師に対しては、近年は開催できていないが「非常勤講師との懇談会」において、周知している。さらに、毎年3月に発行する山口短期大学広報誌にも、建学の精神に関する文章を掲載している。また、高校訪問の際は、これを配布し説明している。

本学の建学の精神は、あらゆる人間が理想とすべき姿として、麻生繁樹によって提唱されたのであって、時代を超えた汎用性を有している。したがって本学が開学以来高く掲げてきた建学の精神は、今後とも本学の教育・研究活動の根幹をなすものとして継承されていくべきであるというのが全学的な共通認識である。

本学では、自己点検・評価委員会を中心に、自己点検・評価報告書作成に係る作業部会が自己点検・評価報告書を毎年作成しているが、その過程において建学の精神についても、点検・評価の項目として取り上げてその内容や意義について定期的に確認している。さらに大学運営協議会、大学連絡会議（規程集に規定された組織）において、現行の建学の精神が本学の根幹的な理念をなすものとして確認されている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神がどれだけ学生に浸透しているのか数値化して検討は行っていない。今後建学の精神に関するアンケートなどを実施し学生達にどれほど浸透しているか数値化して検討する必要がある。

また、建学の精神こそ私立学校それぞれのアイデンティティを表すものである。本学がどのような人間教育を行っているかは学内だけではなく、学外にも周知することが重要であると思われる。特に進路決定の判断材料としては、建学の精神は重要な決定因子の一つである。このためにも今後学外に対してこれまで以上に積極的に建学の精神

を伝えていく必要があると考えられる。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	☐ (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
	☐ (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
	☐ (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
	☐ (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学は、建学の精神である「至心」を踏まえ、本学学則第1条において、広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士、技術者を養成することを目的とすると明記している。こうした教育目的を「容（かたち）」にするために、児童教育学科（初等教育学専攻、幼児教育学専攻）と情報メディア学科が設置されている。

また、各学科・専攻課程の教育目的について、学則第5条第3項において、以下のよう定めている。

(1) 児童教育学科 初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成すること

(2) 児童教育学科 幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成すること

(3) 情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成すること

学科・専攻の教育目的は、学生に配布する学生便覧、大学案内、ウェブサイトに掲載し、学内外に広く公表し、ステークホルダーに理解を得るための取組みを実施している。

定期に開催される学科会議において、教育目標の達成状況や学科・専攻の教育目的に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているかについて、社会情勢、地域社会、学生のニーズを鑑み、さらに、本学への求人数や就職率をもとに総合的に評価をし、求められる人材の確認、点検を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

区分	点検・評価の観点
基準 I-B-2 学習成果を定めている。	☐ (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
	☐ (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
	☐ (3) 学習成果を学内外に表明している。
	☐ (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果（汎用的学習成果）は、建学の精神に基づく教育目的・理念をより具体的な文言とし次のように定めている。

- ・何事にも誠実に取組み、豊かな表現力と知識を持ち、誠実にコミュニケーションをとることができる。
- ・専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる。

各学科専攻の学習成果（専門的学習成果）は以下の通りである。なお、建学の精神を具現化した教育目標を各学科・専攻ごとに実際に身につける力として細分化し測定を可能とするべく具体化したものが学習成果である。このため建学の精神、教育目標、学習成果は一体をなすものであると言える。

[学習成果]

○児童教育学科 初等教育学専攻

- 1 学んだことをこれからの生活にいかし、さらに深く学び続けたいという意欲をもっている。(学び続ける力)
- 2 各教科・道徳の学習についての知識や技能を身につけ、実践的な指導力を有している。(実践的学習指導力)
- 3 子どもの発達について関心をもち、教育実習・学校体験活動を通して、子どもの特性を理解し知識を深めている。(子ども理解力)
- 4 教育実習・学校体験活動を通して、子どもや教職員と十分な交流ができる。(コミュニケーション能力)
- 5 様々な教育課題について意欲的に自ら学び、自分の考えをさらに高めることができる。(主体性)
- 6 他者の意見を尊重し、仲間と共に高め合い、お互いの良さを学ぼうとしながら、グループやペア活動に積極的に参加することができる。(協働性)

○児童教育学科 幼児教育学専攻

- 1 子どもの発達に関する専門知識を有し、一人一人の子どもの特性を理解する力を身につけている。(子ども理解力)
- 2 子どもの発達や興味・関心を理解したうえで保育を計画し、実践をする力を身につけ、集団と個への対応を考えた指導、援助ができる。(保育実践力)
- 3 子どもに関わるための豊かなコミュニケーション能力を身につけている。(コミュニケーション能力)
- 4 一つの課題に対して様々な視点から考え、自分の意見を述べる力を身につけるとともに、保育に関する課題に誠実に向き合い、解決に向けて考える力を身につけている。(課題解決力)
- 5 他者の意見を取り入れ、協働して物事を進めていく力を身につけている。(協働性)
- 6 自らの課題に対して学び続ける姿勢をもち、保育者としての資質・能力を高めるために主体的に学ぶ力を身につけている。(自ら学ぶ力)

○情報メディア学科

- 1 情報通信技術に関する基礎知識を修得している。(知識・理解)
- 2 情報システムを開発するための基本的な知識・技能や情報メディア技術を活用してコンテンツを効果的に制作・発信する能力を身につけ、実践的に応用することができる。(創造的思考力)
- 3 主体的に課題に取り組む解決する力及び他者と協働する力を身につけている。(態度・志向性)
- 4 コンピュータを使い情報表現をするための知識とそれらを活用する能力を身につけている。(汎用的技能)

学習成果は、学生便覧、大学案内、学生募集要項、ウェブサイトなどに掲載し、学内

外に公表している。

各学科・専攻の学習成果が、本学の建学の精神から導かれた「あらたな知識と技術と誠実で慈悲深い優れた人間性とを兼ね備えたまさに“全人格的”な人間」形成や学校教育法第108条に謳われる、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力」と適合しているかについて各学科の会議や学習成果を測定する調査結果などから点検、検討を行っている。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

区分	点検・評価の観点
基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	☐ (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
	☐ (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
	①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
	②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
	③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
	☐ (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
	①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
	②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
	☐ (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
	①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
	②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
	③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

教育目的に応じた能力を身につけ所定の単位を習得した学生に学位を授与することが「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている。教育目的を基に各学科・専攻は、この能力を養うために必要な教育内容として「教育課程編成・実施の

方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は教育目的に応じた能力を萌芽させるのに必要な基盤として定めている。したがって、本学の教育理念や教育目標、また、学則に規定された各学科・専攻の教育目的が、「学位授与の方針」から「教育課程編成方針」、「入学者受入れの方針」へと段階的かつ連続性のあるものとして一体的に定めていると言える。

三つのポリシーとも、毎年度、「学生便覧」の内容更新の際、学科を中心に組織的な議論の上、変更の必要がある場合には教授会の議を経て適宜変更しており、連続性のあるものとして一体的に定めている中で、教育活動においては、基礎教育科目と専門教育科目の2本の柱で教育課程の編成を行っている。基礎教育科目では、「まことごころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設し、専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・実践力を養っていける科目を開設している。また、学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施している。

三つのポリシーは、本学ウェブサイト・大学案内の建学の精神・教育理念の中で、「基本方針三つのポリシー」として明記し、学内外に表明するとともに、学生便覧、大学案内、学生募集要項にも卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針として明記し、表明している。これら以外にも広報誌等でも広く表明している。

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な幼稚園教諭及び小学校教諭・保育士並びに技術者を養成することを目的としている。

各学科・専攻の教育目的は、以下のとおりである。

○児童教育学科初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成する。

○児童教育学科幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成する。

○情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成する。

本学では、「何事にも誠実に取り組み、豊かな表現力と知識を持ち、誠実にコミュニケーションをとることができる社会人としてふさわしい人間性を有するとともに、専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる者に短期大学士の学位を授与する。」こととしている。

卒業認定及び学位について、学則第22条に「本学に2年以上在籍し、第17条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と示し、同条第二項に、「卒業した者について、本学学位規程の定め

るところにより、学長は短期大学士の学位記を交付するものとする。」と示している。そして、専攻分野を付記した短期大学士の学位の名称について、学科ごとに以下のとおり示している。

児童教育学科 短期大学士（教育学）

情報メディア学科 短期大学士（情報学）

各学科・専攻に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定めている。各学科・専攻の卒業・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）には、教育目的が示され、これを細分化し具体的に測定可能な学生が獲得すべき能力として学習成果を設定している。このため卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応しているといえる。

○児童教育学科初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身につけ子どもたちの成長を共有していく力を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

○児童教育学科幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身につけ、子どもたちの喜びに共感できる力を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

○情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得するとともに、個々の感性を生かした情報発信のできる IT 基盤の技術を身につけることを目的としている。この目的を達成すべく編成された教育課程において所定の必要単位を修得した学生に対して卒業を認定して、学位を授与する。

単位の授与及び成績の評価は、学則第 15 条に、「授業科目を履修し、定期試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目によっては、試験以外の方法で学習の成果を評価して単位を与えることができる。」と明記している。また、「成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。」と明記している。さらに、学則第 17 条に児童教育学科は 68 単位以上を、情報メディア学科は 66 単位以上を修得しなければならないことが示され、各学科・専攻の必修科目及び選択科目の単位数が明記されている。資格の修得については、学則第 18 条に示され、児童教育学科では小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得に必要な科目及び単位数が明記されている。

このように、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、「学則」に示され、「山口短期大学学位規程」、「山口短期大学履修規程」にも明記されている。「学則」は、

毎年学生に配布する学生便覧やウェブサイト等にも掲載してある。

「何事にも誠実に取組み、豊かな表現力と知識をもち、誠実にコミュニケーションをとることができる社会人としてふさわしい人間性を有するとともに、専門的職業人の資質と能力を持ち合わせて、地域とともに成長していくことができる者に短期大学士の学位を授与することとしている。」という本学の卒業認定・学位授与の方針により、児童教育学科では教育者及び保育者を地域に輩出し、情報メディア学科ではビジネスソフトの応用的な使い方なども学び、IT分野以外で活躍している卒業生もいる。また、本学には外国人留学生も在籍しており、帰国後に母国の企業で就職するものや、日本国内にある企業に就職する者もいる。社会人として必要なコミュニケーション能力やチームワーク力も養われているため、社会的・国際的にも幅広く活躍できる人材を育成している。

成績判定は、各科目担当者がシラバスに記載した評価基準と方法に沿って評価点を算出している。科目担当者は、初回の授業でシラバスの内容を十分に説明し、特に評価の基準と方法については学生と教員とで齟齬がないよう注意している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は児童教育学科、情報メディア学科の各学科会議などにおいて定期的に内容を点検している。

本学全体の教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）として、建学の精神のもと、基礎教育科目と専門教育科目の2本の柱で構成している。基礎教育科目では、「まことごころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設している。専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・技能を養い、実践力を身につけることを目指す。学位授与の方針にかなう知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実施することを教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）として掲げている。

教育課程の編成は、教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に対応したものである。また、教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、本学の建学の精神、教育理念等を踏まえたものである。基礎教育科目では、建学の精神である「至心」を具現化するために、「学問と人間の探求」という科目を1年前期の必修科目としている。また、国際社会に対応できる人材を育成するため、2年次に「国際交流」という科目を必修科目としている。これらの科目を基礎教育科目の中核とし、「人文」「社会」「自然」「総合」「外国語」「保健体育」の各領域に授業科目を設置し、幅広い視野と豊かな人間性を育成することとしている。

専門教育科目は、各学科・専攻の人材育成、教育研究上の目的に基づき、体系的に編成している。特に児童教育学科では、教員免許・保育士資格取得のために必要な科目を設置した教育課程を編成している。

各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）における教育目的を達成するために、各学科・専攻の教育課程・編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定め、授業科目を編成している。

○児童教育学科初等教育学専攻

- 1 教育についての理論を学び、学校現場との連携を図るなど、様々な教育課題について誠実に考えていく機会と場面を提供する。
- 2 各教科や道德等、子ども理解についての知識や技能を身につけ、授業づくりや教育相談等の教育技術の向上を図り、実践的な指導力を養う。
- 3 少人数指導やアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を通して、思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力、主体的な学習態度を育てる。
- 4 模擬授業や研究協議を通して、教材を作成する創造性やチームで取り組む協働性を養う。

○児童教育学科幼児教育学専攻

- 1 保育・幼児教育に関する知識と技能を、基礎から応用まで段階を追って学ぶことができるようにする。
- 2 保育現場と連動した実践的な学習機会を提供する。
- 3 少人数指導や個別指導、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行い、思考力や表現力、コミュニケーション能力、主体的な学習態度を養う。
- 4 模擬保育や保育総合研究を通して、他者と協働する力や問題解決能力を養う。

○情報メディア学科

- 1 ICT分野を学んでいく上で必要不可欠な情報通信技術の基礎知識を修得する。また、専門的な学びへと円滑に進めるように、数学的基礎知識や基本的な言語・計算能力を養う。
- 2 専門領域の学習に必要な知識・技能を体系的かつ段階的に修得するとともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行い、主体的な学習態度、実践的な応用力、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う。
- 3 卒業研究を通して、主体的に課題に取り組み解決する力、他者と協働する力、論理的な文章作成力、プレゼンテーション能力など、実社会において必要となる総合的な力を養う。
- 4 教育背景が異なる多様な入学者に応じて、導入的な教育を行う。
- 5 生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な力を育成する。

以上の内容から教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教職再課程認定、保育士養成課程認定が行われた際、教育課程編成の方針を見直し、授業科目の変更等を行っている。教員の配置についても、経歴・教育研究業績を基に教職再課程認定の基準を達成し、質の保証ができるように適正に配置することができている。本学では、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を50単位とすることを学則第17条第2項に明記し、単位の実質化を図っている。

単位の授与は、科目の到達目標ごとに点数を算出するルーブリック評価を用いた成績評価を行い判定している。

シラバスには、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に学生が獲得すべき能力として示されている学習成果との関連性、到達目標、授業内容と進め方（授業内容、予習内容、予習時間、復習内容、復習時間）、成績評価、ルーブリック評価を用いた

成績評価、課題に対するフィードバックの方法、テキスト及び参考文献、メッセージ等の必要な項目を明示している。

各科目、教員間でできる限り共通性を持ち、学生がわかりやすいように工夫をしてシラバスを作成している。シラバスは、本学ウェブサイトに掲載することで、学内外に公表している。

教育課程には一貫性と時代に合った柔軟性が求められる。教育課程の見直しは、小学校・幼稚園教員養成に関しては、文部科学省から提示された教職課程認定に関わるカリキュラムの改正及び厚生労働省から提示された保育士養成課程に関わるカリキュラム編成の時期には児童教育学科の教員が全員で協議を重ねている。社会の情勢と時代のニーズに応える人材を育成するために、必要な科目を精選することが大切と考え、各学科会議において定期的に協議し、教育課程の見直しを行っている。

学生募集要項に、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、各学科・専攻における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、選抜方法ごとに学力の3要素で区分し、分かりやすく表にまとめ記述している。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育課程の方針を実施するために、自分の人生を大切にし、少しでも豊かな人生を送りたいと願っている人や、自分や他の人を大切に思い基本的に人間が好きな人、そして、明確な目的意識を持ち、相手を理解しながら自分の考えを表現できる人物の入学を期待している。

各学科・専攻のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。入学前の学習成果の内容や教育において可能となる人材を輩出するために、求められる人材を方針としている。

○児童教育学科初等教育学専攻

本学の教育において可能となる人材を輩出するために、入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、次のような人材を求めている。

- 1 基礎的な知識を有している人
- 2 主体的に学ぶ習慣が身についている人
- 3 自ら考え、判断し、行動することができる人
- 4 自ら考え、自分の言葉で思いを語ることができる人
- 5 教育者を目指す意志を持っている人
- 6 他者を尊敬し、感謝する態度を有している人

○児童教育学科幼児教育学専攻

本学の教育において可能となる人材を輩出するために、入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、次のような人材を求めている。

- 1 基礎的な知識を有している人
- 2 主体的に学ぶ習慣が身についている人
- 3 自ら考え、判断し、行動することができる人
- 4 自ら考え、自分の言葉で思いを語ることができる人
- 5 保育者を目指す意志を持っている人

6 他者を尊敬し、感謝する態度を有している人

○情報メディア学科

学科の掲げる目標に則した人材を育成するために、文系・理系を問わず、次のような人物の入学を求めている。

- 1 ICT分野に興味を持ち、関連する知識や技能を身につけたい人
- 2 興味のある分野を主体的に学び、能力を高める意欲のある人
- 3 基礎知識とコミュニケーション能力を持ち、更に一層の向上を目指したい人
- 4 責任感と協調性を持ち、主体的に行動できる人
- 5 知識や技能を生かし、社会に貢献する意欲のある人

各学科・専攻アドミッション・ポリシーに定める方針により求めている人材を幅広く又より優れた人材を募集するために多様な選抜試験を実施している。選抜試験の方法には、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜がある。

選抜試験において定められた選考方式に基づき、各学科の求める人物像と合致するかを総合的に評価し、入学者を選抜している。入試方法の妥当性と入試結果の妥当性の検証についても、定期的に会議を開き、各学科各入試の選考方法の基準と照らし合わせて、選考の妥当性を検証している。

入学金、授業料、必要な経費は、学則、学生便覧、学生募集要項に明示している。

入学の手続等は学生部の事務職員が主に対応し、入試・広報委員会に所属する教職員も対応している。受験に関しての問合せは、窓口を限定し、内容により上記所属教職員が適切に対応している。

入試・広報委員会に所属する教職員を中心に全教員が高校内ガイダンスや定期的に学生募集に関する高校訪問を実施しており、その際に学校関係者からの意見を聴取し、委員会及び教授会等において報告、検証を実施し改善に繋げている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

GPAを導入し、学習成果の測定として使用しているが、学習成果の項目を質問紙法の一項目に見立て、達成度の自己評価を学年末と卒業時に実施し、学習成果の達成度の可視化に努めている。今後、可視化しフィードバックするだけでなく、学生個々人の課題作成に繋がるような工夫が必要である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

社会貢献は、短期大学の重要な役割の一つであり、教育研究成果等を地域・社会に積極的に提供するとともに内外のステークホルダーとの関係を密にして、地域・社会の活性化・発展に貢献することが求められる。

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -C-1 高等教育機関として 地域・社会に貢献して いる。	☐ (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
	☐ (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
	①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
	②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
	③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
	☐ (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の建学の精神は「至心」である。それは、「誠心（まことごころ、ピュアな心）」を持った豊かな人間づくりが本学の教育目標である。また、建学の精神とともに教育理念・理想として「慈悲慈愛・奉仕の精神・報恩感謝（親・祖先の御恩、教師・先生の御恩、社会・国家の御恩、神・仏の御恩）」を内実化し、それを実践できる人間の育成を掲げている。人間づくりのために、「容（かたち）は心を呼び、心は容を呼ぶ」という理念の下に専心するものである。「容と心」を大切に、「教育は奉仕なり」の精神で、感謝と奉仕のできる視野の広い、心の温かい人間づくりを目指している。この建学の精神を実践する活動として社会への貢献の取組みを行っている。また、社会への貢献は、高等教育機関として教育研究成果等を地域・社会に積極的に提供するとともにステークホルダーとの関係を保ち、地域・社会の活性化・発展に貢献することを目標としている。

本学では地域・社会に向け、山口短期大学附属学術研究所が主体となり、公開講座を開講している。山口短期大学附属学術研究所のメンバーは本学の全専任教員であり、講座の内容は、児童教育学科や情報メディア学科の教育・研究の特徴を生かしたものである。地域住民を対象とした内容として、生涯学習に関するもの、子ども・子育てに関するものがある。また、子どもの支援等、現職の教員や保育者を対象とした講座もある。特に、「保育実践講座」と称して毎年、開講している講座は、保育者の専門性向上を目的としたものであり、令和6年度は、「発達が気になる子どもの保育」「幼児理解と支援の方法」の2つのテーマで開催した。

さらに、山口短期大学附属学術研究所が主体となり、地域の学校に出かけて行う「出前講義」がある。これも、児童教育学科や情報メディア学科の特色を生かした内容で予めテーマを設定し、依頼があったときに依頼先に出かけて授業を行うというものである。

令和6年度に実施した公開講座は、合計5公開講座、1出前講義、受講者総数149名であった。

本学は防府市と連携協力に関する協定を結び、地域の総合的な活性化に資するイベントとして毎月第3日曜日の『家庭の日』に合わせて、『『家庭の日』親子ふれあいイベント』を主催し、教員、学生が企画・参加し防府市と一緒に取組んでいる。この活動は年々参加者が増加し、地域において一定の評価を得ている。令和6年度の開催状況は次のとおりであり、合計6回開催し、延べ40名の学生、延べ17名の教員の参加、延べ503名の市民の参加があり大変好評であった。

本学の建学の精神の具現化に資することから、学生には積極的な参加を呼びかけている。学生ボランティアの中核となっているのは、山口短期大学ボランティアサークルやまびこ会である。学生のボランティア活動は、教育実習を終えた学生が小学校と本人の意向に基づき、授業の補助や行事支援のボランティア活動を行っている。令和6年度の学生ボランティアの活動状況は以下のとおりである。

6月	1日	防府市障がい者スポーツ大会	8名
6月	2日	海北園降誕会	7名
6月	25日	大道駅前花壇花植え	6名
10月	20日	ほうふスポーツフェスタ	6名
11月	11日	大道まつり準備	5名
11月	12日	大道まつり	17名
11月	23日	大道いきいきふれあいハイキング	4名
1月	12日	防府市二十歳のつどいボランティア	2名
3月	2日	防府市生涯学習フェスティバル	3名

本学へのボランティア活動依頼は、地域連携・国際交流センターのボランティア担当教員において集約している。そして、学生へは、担当教員から参加案内をし、学生がボランティア活動に参加する場合、可能な限り本学の教員が引率することとしている。また、教職員が自らボランティア活動に参加し、学生と共に地域貢献活動に取り組んでいる。

地域貢献活動については、教授会、法人事業報告等で報告しており、取組みについて地域連携・国際交流センターが中心となって点検・評価を行い活動内容の調整を行っている。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

開かれた大学づくりとして、住民の生涯学習や多種多様な主体の活動を支えると同時に、地域や社会の課題を共に解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献を行い、大学が地域との協働関係を発展させて行く役割を担う中、本学では主にボランティア活動や生涯学習推進の活動が中心であり、地域や社会の課題を共に解決すると言った協働関係を発展させていくことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、短期大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

区分	点検・評価の観点
基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	☐ (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
	☐ (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
	☐ (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
	☐ (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
	☐ (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
	☐ (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価について、学則第 2 条第 1 項に、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するためにその教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを明記している。そのうえで、自己点検・評価に関する必要な事項として、委員会に関する事項を定める規定を設け、「山口短期大学自己点検・評価委員会規程」に則り、副学長を中心に全学的に点検・評価に関与する体制が構築されている。

点検・評価委員会において、毎年、点検・評価する項目を設定し、ワーキンググループを設置の上、該当部署からの報告と各種データ等をもとに、各項目について点検・評価を行っている。実施した自己点検・評価の結果は自己点検・評価報告書として、年度ごとに本学ウェブサイト上で公開している。

各学科・部署においては、会議等を通して、担当業務の実施状況を把握し、内容を点検・評価しながら業務を進めており、日常的に全教職員が自己点検・評価活動に関与する体制

となっている。

高等学校関係者からの意見聴取は、広報担当者や学科の教員が高校訪問の際に行うことを主としており、聴取した意見をワーキンググループに報告するように求めている。高校学校関係者以外では、就職先や卒業生からアンケートによる意見聴取を行い、その結果を自己点検・評価活動の際に参考に行っている。

自己点検・評価の結果は教授会での報告を経て、各部署で共有され、改革・改善に活用されている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I-D-2 教育の質を保証している。	☐ (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
	☐ (2) 査定の手法を定期的に点検している。
	☐ (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
	☐ (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果を査定する手法として、本学では以下の方法を用いて、短期大学全体レベル、学科レベル、科目レベルにおける学習成果等を検証している。

<短期大学全体レベル>

- ・学位取得率
- ・退学状況
- ・単位取得状況
- ・進路状況
- ・学生生活アンケート
- ・学習行動・学習成果アンケート
- ・卒業生アンケート
- ・就職先アンケート
- ・短期大学調査

<学科レベル>

- ・学位取得率
- ・単位取得状況
- ・G P A
- ・進路状況
- ・免許・資格等の取得状況

- ・ 学生生活アンケート
- ・ 学習行動・学習成果アンケート
- ・ 卒業生アンケート
- ・ 就職先アンケート

<科目レベル>

- ・ 成績評価
- ・ 学生授業評価アンケート

査定の手法の点検について、アンケート調査に関しては、毎年、関係部署で内容を点検し、学習成果を的確に把握することができるよう必要に応じて内容を改訂している。査定の手法そのものの点検・検討については、自己点検・評価委員会において行っている。

授業担当者は、自身が行った成績評価結果と学生による学生授業評価アンケート結果をもとに、実施した授業内容を自己点検し、授業改善へとつなげており、授業の計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルが機能している。

学習行動・学習成果アンケートや就職先アンケート等の指標データはFD・SD研修会等を通して関係教職員に共有され、各学科・部署において、学習成果の確認と教育活動等の改善に活用されている。

教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令遵守に努めている。関係法令の変更があるごとに、その内容を関係の部署において確認した上で、必要に応じて教授会で審議し、学長が決定して学内全体で共有している。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

教育の質の保証に関しては、学習成果の可視化を進めてはいるが、蓄積されたデータが十分ではなく、アセスメント方法が学習成果を正しく検証しているのか、妥当性の問題もある。さらなるデータの蓄積を待ちながら年度ごとの比較を行っていく必要がある。この比較によって年度ごとに教育の質が保たれているのか確認することが必要である。

また、社会の変化は急速なものであり求められる人材像もこれとともに変化していると思われる。このため、学生の就職先等に聞き取りを行いながら、社会が求める人材像に応じて柔軟に学習成果の見直し等も行っていく必要があると考えている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
改善計画は以下の3点である

- ・建学の精神の解釈について外部にも積極的に公表し、関連する外部機関に対しても周知を図る。
- ・学習成果の測定方法の妥当性、また測定結果の信頼性・妥当性を検証する。
- ・学習成果として学生が身につける能力が社会のニーズに合致しているのか検証を行う。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画